

《NOSAI》ご加入のみなさまへ

家畜共済 重要事項説明書



NOSAI 事業につきましては、日頃より格別のご理解、ご協力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、「金融商品の販売等に関する法律」により、共済加入の際にはあらかじめ重要事項の説明が義務づけられております。この「重要事項説明書」は、家畜共済の加入に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解下さるようお願いいたします。

なお、本書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細またはご不明な点につきましては、ご契約先の組合までお問い合わせ下さい。

1 家畜共済とは…

家畜共済は、生命保険と健康保険が一つになったものです。加入家畜が死亡・廃用となったとき、補償金額に応じた死廃共済金を支払います。また、病気やケガのとき、一定の範囲内で獣医師から無料（初診料除く）で診療を受けることができます。

2 家畜共済の仕組み概要

(1) 包括共済の対象となる家畜の種類と加入要件

包括共済は、下記の対象となる家畜の種類ごとに飼養する全頭を一括して加入します。

包括共済対象 家畜の種類	共済目的の種類	加入要件
乳牛の雌等	成乳牛、育成乳牛、乳用子牛、乳用胎児	共済掛金期間内に授精等後240日に達する可能性のある胎児、および出生後第5月の月の末日を経過しない子牛、並びに出生後第5月の月の末日を経過した牛
肉用牛等	肥育用成牛、肥育用子牛	並びに出生後第5月の月の末日を経過した牛
	その他の肉用成牛、その他の肉用子牛、その他の肉用胎児	
種雄馬以外の馬	一般馬	出生の年の末日を経過した馬
種豚	種豚	出生後第5月の月の末日を経過した繁殖用の豚
肉豚	特定肉豚 (農家単位引受方式)	出生後、第20日（その日に離乳していない時は離乳の日）に達した肉豚

(2) 補償の期間（共済責任期間）

共済掛金を納入いただいた翌日から1年間となります。

(3) 家畜の評価額（共済価額）

組合で定めた評価基準を基に個体ごとに評価した価額の合計額です。

(4) 補償の割合（付保割合）

共済価額の20～80%（肉豚は50～80%）の範囲内で選択できます。

(5) 補償金額（共済金額）

共済価額に補償割合を乗じた金額となります。

(6) 共済掛金

共済掛金の額は、共済金額（補償金額）× 共済掛金率により算定されます。

なお、掛金の一部（牛5割、豚4割）が、国から補助されます。実際にお支払いいただく共済掛金につきましては、納入告知書にてご確認ください。

※ 共済掛金率は、過去一定期間における被害率を基礎として共済目的の種類ごと、地域ごとに設定され、3年ごとに改定されます。

(7) 共済掛金の分割納入

加入者負担掛金が3万円以上で、保証人による確約書を組合に提出できる場合は、共済掛金を3回に分割して納入することができます。

なお、責任期間中に家畜経営を廃業する場合でも分納の残額すべてについて納入する義務があります。

(8) 共済金額の変更（導入等による増額請求）

家畜の導入等によって共済価額が増加した場合でも共済金額は変化しないことから、付保割合はその都度変動する仕組みになっています。このため、導入した直前の付保割合の範囲内まで共済金額を増額することが可能です。（導入日から2週間以内）。

3 異動及び事故発生通知の義務

(1) 異動の通知

下記事項に該当する場合は、遅滞なく組合へご連絡願います。

- ①家畜の導入、譲渡（出荷）、及び子牛の出生時等の場合
- ②家畜の加入資格が生じた場合（乳牛及び肉用牛等において子牛等を共済目的としていない場合、出生後第5月の末日を経過したとき）
- ③放牧、種付け、または共進会展等牛舎を離れる場合（なお、出荷の際、運搬車両に載せた後に発生した事故については補償対象外となります）

(2) 事故発生の通知

事故（疾病・傷害・死亡）が発生した場合は、組合または家畜診療所、指定獣医師まで速やかに通知願います。また、死亡・廃用事故について共済金の支払限度が適用される方については、限度額を超過した後の死廃事故（共済金が支払われない死廃事故）であっても事故通知が必要ですのでご理解願います。

4 共済事故と支払共済金の概要

対象となる共済事故の範囲は次のとおりです。

(1) 病傷事故

共済金支払対象となるすべての病気やケガで、獣医師により診療を受けた場合

(2) 死亡・廃用事故

と殺による場合を除く全ての原因による死亡事故及び下記該当の廃用事故

- 1号：疾病、傷害により死にひんしたとき

- 2号：不慮の災やくにより救うことのできない状態となったとき
 3号：骨折、は行、両眼失明、伝達性海綿状脳症、牛白血病、創傷性心臓のう炎、採食不能で治療の見込みがなく使用価値を失ったとき
 4号：行方不明となった日から30日以上生死が明らかでないとき
 5号：乳牛の雌、種雄牛・馬の生殖器の疾病傷害により繁殖能力を失ったとき
 6号：乳牛の雌が泌乳能力を失ったとき
 7号：出生した牛が奇形又は不具で、将来の使用価値がないのが明らかなきとき

共済事故の選択制

加入の際、すべての事故を対象とする方式のほか、一部の事故を除外する代わりにその分掛金が割安になる「事故除外方式」を選択することができます。

その場合、除外された事故は補償の対象外となります。

方式	除 外 す る 事 故	加入できる畜種
1号	火災、特定伝染病、自然災害以外の死廃事故	乳牛、肉用牛 一般馬、種豚
2号	すべての病傷事故 火災、特定伝染病、自然災害以外の死廃事故	乳牛、肉用牛 一般馬、種豚
3号	行方不明を除く廃用事故	肉用牛
4号	すべての病傷事故 行方不明を除く廃用事故	種 豚
5号	すべての病傷事故	乳牛、肉用牛 一般馬、種豚
6号	すべての病傷事故 火災、特定伝染病、自然災害以外の死廃事故	特定肉豚

死廃事故の共済金

死廃事故については、事故家畜の評価額に事故発生時の付保割合（評価額に対する補償額の割合）を乗じて得た額が共済金として支払われます。

ただし、廃用事故の場合、「廃用家畜の基準単価*に基づき算定される基準額」もしくは「実際の枝肉価額または売渡価額による手取精算額」のいずれか高い方の額が残存物価額として評価額から控除されます。

$$\left[\begin{array}{l} \text{事故家畜の評価額} \\ \text{・基準額} \\ \text{・手取精算額} \\ \text{のいずれか高い方} \end{array} \right] \times \frac{\text{《補償割合》}}{\text{評価額(共済価額)}} = \text{共済金}$$

※ 廃用家畜の基準単価は、食肉市場のデータ等に基づき、県ごとに毎年定められます。

共済金の支払限度

病傷事故については、補償額に応じて定められた給付限度範囲内で共済金の支払いに代えて診療を無料で受けられますが、限度を超えた分については自己負担となります。

また、死廃事故については、過去3年間の事故発生状況により個人ごとに支払限度適用の有無が設けられ、該当する場合はお支払いする共済金に限度額があります。ただし、この限度が適用されるか否かは毎年見直されています。

5

共済金支払いの免責事由（共済金をお支払いできない場合）

以下の事例に対しては、共済金をお支払いできない場合があります。

(1) 加入申込みの際の通知義務違反による免責

申込みの際、既に病気やケガをしている家畜がいる場合、もしくはその原因が生じていた場合で、悪意もしくは重大な過失による不実の通知をしたときは、共済金の全額または一部をお支払いできません。

(2) 共済責任期間開始前の疾病等による免責

共済責任期間の開始する前に生じていた疾病もしくは傷害またはその原因が生じていた場合は、共済金をお支払いできません。

(3) 共済掛金の分割納入義務違反による免責

掛金を分納する場合、第2回目以降の払込みが正当な理由なく期限の2週間（猶予期間）を経過したときは、払込期限後掛金が払い込まれた時までの間に発生した共済事故については、共済金をお支払いすることができません。

(4) 異動通知義務違反による免責

増加または出生したことを通知しなかったとき、または悪意もしくは重大な過失によって不実の通知をしたときの共済事故については、共済金をお支払いできません。

異動を通知しなかったために共済価額が増加しない状況の付保割合で算定された共済金を既に支払った場合には、通知が正しく行われた場合の共済金との差額をご返還いただくことがあります。

また、出荷等による共済価額の減少を通知しなかった場合の死廃事故については、通知が正しく行われた場合の付保割合で算定される共済金の額との差額は免責としてお支払いすることができません。

(5) 事故発生通知遅延による免責

事故発生通知が遅延した場合、共済金が減額されることがあります。

(6) 加入方式変更（対象事故拡大）による免責

事故除外方式から対象となる共済事故を拡大した加入方式へ変更した場合、その拡大した部分の事故にかかる病気やケガの原因がその時点で既に発生していたときは共済金が免責されます。

(7) 待期間による免責

新規加入の場合は共済責任の始まった日から2週間を「待期間(たいきかん)」とし、事故の原因が共済責任の始まった後に生じたことが明らかな場合を除いて共済金の請求はできません。同様に、導入された家畜（継続加入時も含む）についても異動の日から2週間を待期間として取り扱います。

また、出荷の際、運搬車両に載せた後に発生した事故は、補償の対象外となります。

(8) 継続時の共済金額増額（継続直前の付保割合を超える部分）による免責

継続時に共済金額を増額した場合、その時既に発生していた病気やケガ、またはその原因が生じていたことにより死廃事故が発生し、継続直後の付保割合と事故発生時の付保割合のいずれもが継続直前の付保割合より高いときは、その超える部分に対応する共済金は免責されます。

(9) 損害防止義務違反等による免責

通常すべき管理や損害防止を怠ったとき、もしくは組合または獣医師から損害防止のため特に必要な処置をするよう指示された場合においてその指示に従わなかったとき、故意または重大な過失によって損害を生じさせたときは、共済金をお支払いできないことがあります。

また、損害賠償の責任を負うことによって生じる損失を補てんするために、他人の所有する家畜をご契約の対象にしたときは、故意により生じた損害に対して共済金をお支払いできないことがあります。

6 ご契約の解除

(1) 告知義務違反による契約の解除

加入申込みの際、損害発生の可能性に関する重要な事項のうちNOSA Iが告知を求めたものについて、事実を告知いただく義務（告知義務）があります。故意もしくは、重大な過失により事実の告知をしないとき、または不実の告知をしたときは、契約を解除する場合があります。

(2) 重大事由による契約の解除

次のことがある場合には、契約を解除します。

- ① 共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 共済金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ NOSA Iの信頼を損ない、共済関係の存続を困難とする重大な事由があった場合。

(3) 契約解除の効力

次により契約の解除をした場合には、その損害に対して共済金をお支払いしません。

- ① 解除された時まで発生した共済事故による損害。
- ② 重大事由が生じたときから解除された時まで発生した共済事故による損害。

7 その他重要事項

他人の家畜を飼養する場合で、損害賠償の責任を負うことによって生じる損害をてん補するためその家畜をご契約の対象にしたとき、損害賠償請求権を有するその家畜の所有者に、共済金を請求する権利について先取特権があります。

共済契約者は、損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額、または所有者の承諾があった金額の限度においてのみ、NOSA Iに対する請求権があります。

この場合に限り、共済金を請求する権利は、損害賠償請求権を有する所有者に譲り渡し、または請求権に関して差し押さえることができます。

ご加入の家畜共済に関するお問い合わせは…

ご加入のお申し込み、共済掛金の納入、共済金のご請求、各種の通知など、ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせ下さい。

(連絡先・担当者)

NOSA I ○○ 家畜課 ○○○ TEL ×××-×××-××××